

# 2026 度生協総研賞第 24 回助成事業応募申請要領

## 1. 生協総研賞とは

生協総研賞は、「表彰事業」（「研究賞」・「特別賞」、隔年）及び「助成事業」（毎年）を行う事業です。本事業は、人々の暮らしをめぐる研究の発展と、生活協同組合運動に関する研究の発展を目的とします。

## 2. 対象とする研究領域

- (1)生活協同組合の今日的な課題及び事業・組合員活動に関する実践的な研究
- (2)くらしの実態に関する経済的、社会的、歴史的視点等からの研究
- (3)消費社会及び消費者組織、社会運動に関する研究
- (4)地域社会、社会政策、福祉政策・事業、地球環境等に関する研究
- (5)大規模災害後の被災地域が直面している課題に関する研究

## 3. 募集の対象

### (1)個人研究

大学・各種研究所等の研究者・大学院生、及び生協・NPO・市民組織等の役職員・関係者等による個人の研究・調査を主な対象とします。

### (2)共同研究

「個人研究」の対象者と同様です。但し、申請者（研究代表者）を中心として、若干名の参加メンバーによって構成し、研究するものを対象とします。

### (3)研究期間

**2027 年 11 月末日まで**に終了する研究とします。

\* なお、上記(1)(2)とも新進・中堅の申請者を優先して採用します。

## 4. 助成事業の実施方法

### (1) 申請書の提出

対象とする研究領域に関して、研究・調査に対する助成を希望する個人及び共同研究の代表者は、申請書を②にある期日までに提出して下さい。なお、いったん提

出された申請書の差し替えはお受けしておりません。提出前によく確認するようお願いいたします。

① 申請書は、以下の通り。

**2026年度生協総研賞第24回助成事業応募申請書1部**

(HP上の応募申請書書式に記入したもの。共同研究の場合、追加の書式も合わせて提出して下さい)

② ①にある応募申請書を下記メールアドレス宛てにワードファイル(メールに添付)で提出して下さい(**2026年7月31日正午必着**)。

送付先: 公益財団法人生協総合研究所 生協総研賞事務局

E-Mail: ccij\_prize@jccu.coop

③ メールで提出された書類を受理後、5営業日以内に受け取り確認の返信を行います。また、採否については、選考委員会で厳正に審査し、最終決定した後、2026年10月下旬に全ての応募者にメールで通知します。なお、採否の理由等についての個別の照会はお受けできません。

## (2) 研究助成金の供与

選考委員会によって助成が妥当と判断された研究計画に対して、直接研究費の全額ないし一部を助成します。助成金は、総額300万円を上限とし、個人研究、共同研究ともに1件50万円以内といたします。採用者の氏名等は、本研究所機関誌『生活協同組合研究』及び生協総合研究所ホームページで公表します。採用された方には、所定の「助成金受領に係わる誓約書」ならびに「助成金振込依頼書」を提出して頂きます。\*「助成金受領に係わる誓約書」を下に添付してごいます。応募申請前にご確認ください。

## 5. 助成対象者の責務

(下記の5点を満たさない場合、助成金の返還を求めることがあります)

(1) 中間報告書を2027年6月末日までに必ず提出して下さい。提出された中間報告書を担当の選考委員に送付してコメントを頂き、同年7月下旬までにコメントを返送します。中間報告書の様式は、事務局より各位へ事前にお送りします。

(2) 2027年11月末日までに、最終報告書(総文字数12000字以上、24000字以内の研究論文[図表は1つにつき300字換算、最大2割程度まで])を必ず提出して下さい。最終報告書は著者校正を経て、『生協総研賞第24回助成事業

研究論文集』として、2028年2月に刊行します。

(3) 論文集の刊行後、本研究所主催の「生協総研賞第24回助成事業 論文報告会」(2028年2月下旬～3月中旬、東京・四ツ谷にて開催予定。日時は2027年6月までに確定し、ご案内します)に出席し、当該助成論文の概要を報告して頂きます(共同研究の報告は研究代表者本人に限る)。その際に必要となる1名分の交通費や宿泊費は、必ず応募申請書の「7. 予定している研究費の内訳」に含めて計上して下さい(共同研究の場合は研究代表者と合わせて2名分まで申請可能)。

(4) 報告会の終了後、2028年3月末までに収支報告書を提出して下さい。

(5) 新型コロナウイルス感染症等による様々な影響があっても、問題なく実施しうる研究計画を策定して下さい。

## 6. 注意事項

(1) 次のものは、当該助成金の使用対象として認めません。

- ① 学会費、学会参加に関わる費用等
- ② 耐久性のある機器の購入(例: ICレコーダー、プリンターなど)
- ③ 申請者本人・共同研究者に対する報酬にあたる支払い
- ④ 飲食費としての支出
- ⑤ 研究期間外の支出(助成報告会出席にかかる費用を除く)

(2) 予算額の制約など諸事情により、申請額の全額を助成することができず、減額する可能性があります。予め、ご了解ください。助成金は必要書類の提出確認後に決定額を振り込みます。

(3) 提出された研究論題の変更はできません。充分検討して応募して下さい。また、過去に研究成果が公表されたテーマは認められません。

(4) 共同研究について弊所助成事業事務局との連絡や書類の準備等を行う研究代表者は、実質的な代表である必要があります。研究遂行の実質の伴わない代行の申請や報告等は一切認められません。

(5) 研究費の試算の際、交通費や宿泊代は、最も合理的な経路・宿泊場所、無駄のない日程を必ず心がけるようにして下さい。

(6) 助成報告会前の学会報告を検討されている場合には、事務局まで事前に照会をお願いいたします。

## 7. 助成金の返還について

5. および 6.(1)に抵触する場合、研究成果の報告が締め切り期日後に延滞した場合、申請当初の内容と著しく異なる場合、既に他に発表済みのものを報告した場合（本助成の使用を通じて得られた知見ならびに最終報告論文の重要な部分を構成する知見を含む）等、本助成事業の目的にそぐわない場合には、助成金の返還を求めることがあります。また、助成金に残額が生じた場合には、返金をお願いいたしますので、適正な研究費を試算のうえご応募下さい。

## 8. 選考について

### (1)選考委員会

生協総研賞規程にもとづき、以下の選考委員によって、助成対象者の選考を行います。

- ・選考委員長 宮本 みち子（放送大学／千葉大学名誉教授）
- ・選考副委員長 岩田 三代（ジャーナリスト・元日本経済新聞編集委員）
- ・選考委員（五十音順）
  - 遠藤 公嗣（明治大学名誉教授）
  - 岡田 知弘（京都橘大学学長、京都大学名誉教授）
  - 神尾 真知子（日本大学名誉教授、日本大学法学部法学研究所研究員）
  - 嶋田 裕之（日本生活協同組合連合会代表理事副会長）

### (2) 事務局

生協総合研究所が担当します。

連絡先：

〒102-0085

東京都千代田区六番町 15 主婦会館 プラザエフ 6F

公益財団法人生協総合研究所 生協総研賞事務局

電話 03-5216-6025 E-mail: ccij\_prize@jccu.coop

以上

## 助成金受領に係わる誓約書

公益財団法人生協総合研究所 理事長殿

年 月 日

住所 〒

氏名 印

私は、生協総研賞の助成を受けるにあたり、下記事項の遵守を誓約致します。

1. 中間報告書及び研究成果の最終報告論文を応募申請要領に定められた期日までに提出し、かつ、「生協総研賞助成事業論文報告会」で申請者本人が研究成果を報告致します。
2. 提出した最終報告論文が貴研究所の発行する「生協総研賞助成事業研究論文集」に掲載されることに同意します。また、本助成の使用を通じて得られた最終報告論文の主要な部分を構成する知見については、上記報告会前に他への発表は致しません。また、報告会以後、「論文集」に掲載された論文から転用・引用する場合は、「論文集」掲載論文が典拠であることを明記します。
3. 応募申請書に記載した以外の期間・用途や応募要領において禁止された用途への助成金の使用は致しません。また、助成金の使途について、定められた期限内に収支報告書を提出致します。
4. 私が助成を受ける研究と同一あるいは類似のテーマの研究について、他の研究助成機関等からの助成を受けておらず、今後助成を受ける予定もありません。
5. 応募要領で禁止されている事項ならびに上記に反する行為があった場合、当初の計画から著しく異なる内容の研究を行った場合、もしくは社会通念に照らして不適切な経費支出を行った場合は、助成金を速やかに返還致します。

以上